

議案第10号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年3月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第10号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の旅費に関する条例

平成19年2月1日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（特別職の職員を除く。以下同じ。）に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第2条 職員に支給する旅費の額及び支給方法については、滋賀県の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。